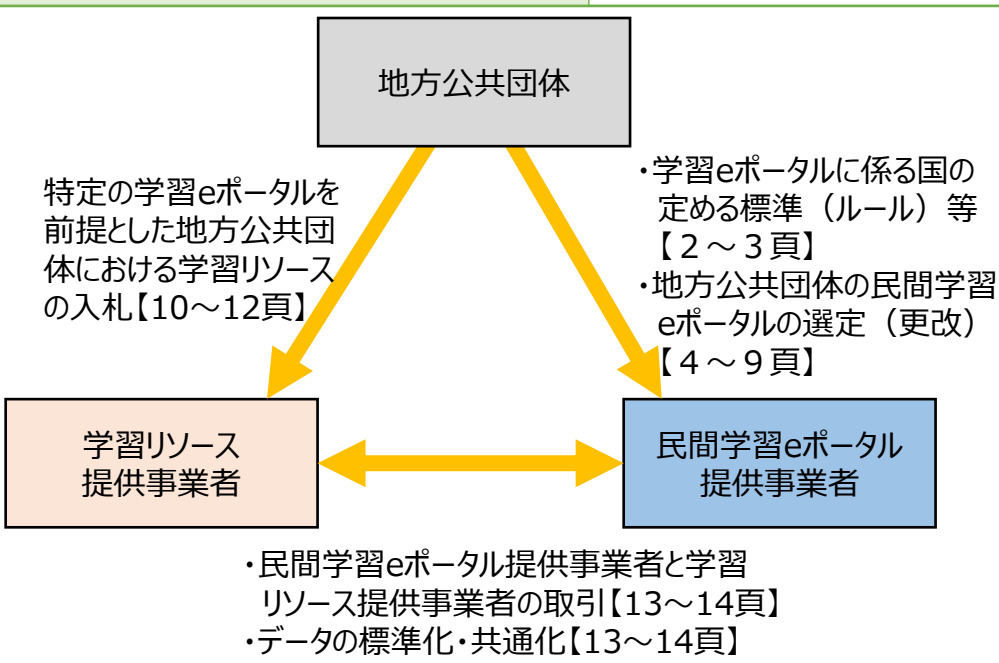


**学習eポータルを選定（更改）及び学習リソースを選定並びに  
民間学習eポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する  
現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方**

**令和7年12月  
公正取引委員会**

- 地方公共団体が良質・廉価な学習リソースを調達することを可能とするためには、地方公共団体における学習リソースの選定の場面において、**学習リソース提供事業者間の公正かつ自由な競争を通じ、多種多様な学習リソースの選択肢が確保されることが重要。**
- 「多種多様な学習リソースの選択肢の確保」と「民間学習eポータルと学習リソースの間の接続・連携の進展」の双方を両立させるためには、**民間学習eポータルについて、オープンなアクセス環境を整備することが必要。**

学習eポータルに関する関係図

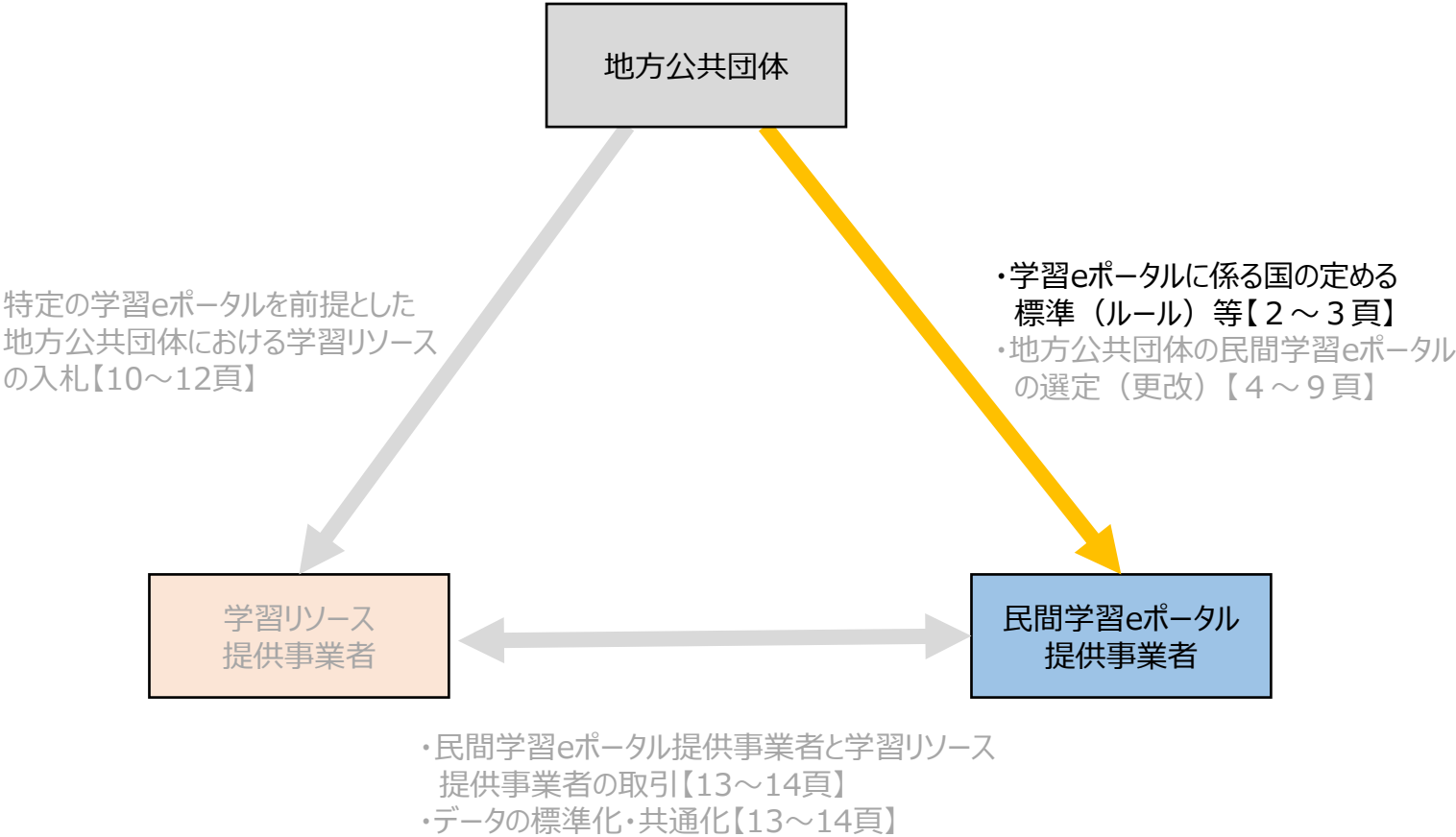


調査方法

調査期間：令和7年5月～同年6月  
調査方法：ヒアリング調査  
ヒアリング調査対象：

- ・民間学習eポータル提供事業者・・・6社
- ・学習リソース提供事業者・・・・・・7社
- ・地方公共団体・・・・・・・・・・・・5市区

学習eポータルに関する関係図

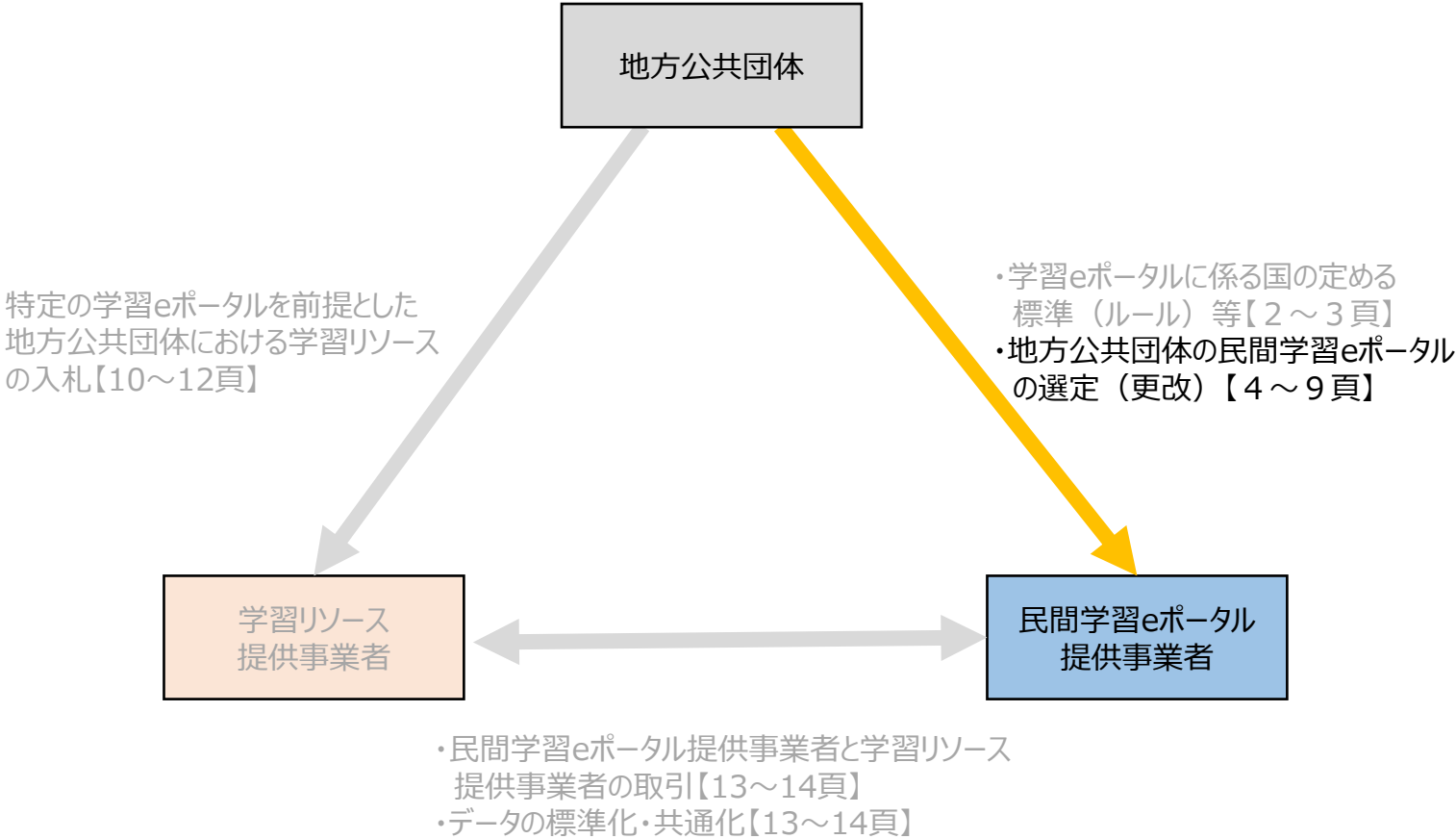


- 学習eポータルに係る国の定める標準（ルール）については、**オープンなアクセス環境を整備することが重要。**
- 民間学習eポータルと学習リソースの間の接続・連携が、学習リソース提供事業者側に過度な負担を生じさせるものでないようとする観点から、国において定めている標準の更新・改定等に当たっては、**民間学習eポータル提供事業者と併せて学習リソース提供事業者側の意見を十分に尊重**すべき。
- 国の定める標準（ルール）においては、民間学習eポータルと学習リソースの間の接続・連携について、技術的な観点に加え、**独占禁止法及び競争政策の観点から、学習リソース提供事業者側に過度な負担を生じさせることがないよう、民間学習eポータルが、その運営において、行うべき行為、行ってはならない行為（6及び7頁）を盛り込むこと**が望ましい。

#### 事業者からの意見

- 学習eポータルと学習リソースとの接続に係る仕様は、実際には標準仕様で統一されていない部分があり、学習eポータルごとに学習リソース提供事業者が接続対応をする必要がある。【学習リソース提供事業者】
- 学習リソース提供事業者等他の当事者と協議することなく、民間学習eポータル提供事業者に都合のよい形で学習リソースの技術仕様等が先行してしまうのではないかと懸念。【学習リソース提供事業者】

学習eポータルに関する関係図



- 民間学習eポータルにおけるオープンなアクセス環境を確保し、地方公共団体における学習リソースの選択肢を幅広く確保する観点からは、**地方公共団体が民間学習eポータルを選定（更改）する際に、各民間学習eポータル提供事業者が学習リソース提供事業者に対して求める接続・連携条件について、地方公共団体が民間学習eポータル提供事業者に対し、後記（6及び7頁）の行為を行わないことを求めることが競争政策上望ましい。**
- 民間学習eポータル提供事業者は、学習リソース提供事業者間の公正かつ自由な競争を阻害する後記（6及び7頁）のような行為を行う可能性がある。

### 事業者等からの意見

- 既に教育委員会に通常版の製品を納入していた場合に、民間学習eポータルとの接続を教育委員会から求められた際は、通常版の提供を取りやめ、新たに民間学習eポータル版の製品を民間学習eポータル提供事業者を通じて教育委員会に提供することになる。【学習リソース提供事業者】
- 以前は、接続コストを回収するため、月々定額の接続料を学習リソース提供事業者に負担してもらうビジネススキームを採っていたが、現状は、このようなビジネススキームを採っていない。【民間学習eポータル提供事業者】
- 学習リソースを更新した際、民間学習eポータル提供事業者から「当社の学習eポータルと当該学習リソースとを連携させるには、当社と直接契約しなければならない」と言われたため、当該民間学習eポータル提供事業者から当該学習リソースを調達することとなった。【地方公共団体】

① 民間学習eポータル提供事業者が、自社が提供する学習eポータルとの接続・連携の条件として、学習リソース提供事業者に対し、**自社又はその関連会社との間の学習リソースの卸取引を強制する（学習リソース提供事業者と地方公共団体との間で直接取引することを認めない）行為**

※ 学習リソース提供事業者が、自主的な判断に基づいて、学習リソースの卸取引を行うこと自体は問題とはならない。

② 民間学習eポータル提供事業者が、自社が提供する学習eポータルとの接続・連携の条件として、学習リソース提供事業者に対し、**合理的な範囲を超えて高度な技術的条件を設定する、又は不明確な技術的条件を設定するなどして学習リソース提供事業者と地方公共団体との取引に当たり、学習リソース提供事業者側に過度な負担を生じさせる行為**

- ③ 民間学習eポータル提供事業者が、学習リソース提供事業者に対し、**接続・連携のために民間学習eポータル提供事業者において生じるコストと比較して高額な接続料を要求する、又は、学習リソース提供事業者ごとに異なる接続料を設定することにより、学習リソース提供事業者と地方公共団体との取引に当たり、学習リソース提供事業者側に過度な負担を生じさせる行為**
- ④ 民間学習eポータル提供事業者が、学習リソース提供事業者からの接続・連携の求めに対し、**準備に要する合理的な期間を超えてこれに応じないことにより、学習リソース提供事業者と地方公共団体との取引に当たり、学習リソース提供事業者側に過度な負担を生じさせる行為**

## ② 地方公共団体による接続・連携に係る費用の応分の負担について

- 地方公共団体は、現在、民間学習eポータルを無償で利用していることが多い。そのことが、民間学習eポータル提供事業者において、前記（6及び7頁）の行為を行う誘因を強める一因となっていると考えられる。
- 民間学習eポータル提供事業者が、学習リソース提供事業者に対し、高額の接続料を要求しなくても接続・連携に係るコストを回収できるような環境を確保する必要がある。
- 地方公共団体において学習リソースの選択肢を幅広く確保するとともに、民間学習eポータルと学習リソースの接続・連携によるメリットを児童・生徒や学校が享受することを可能とする観点からは、**民間学習eポータルと学習リソースの接続・連携を希望する地方公共団体が、民間学習eポータル提供事業者に対し、接続・連携に要する費用について応分の負担を行うなど、民間学習eポータル提供事業者や学習リソース提供事業者のみが当該費用を負担することとならないことが重要。**

## 事業者等からの意見

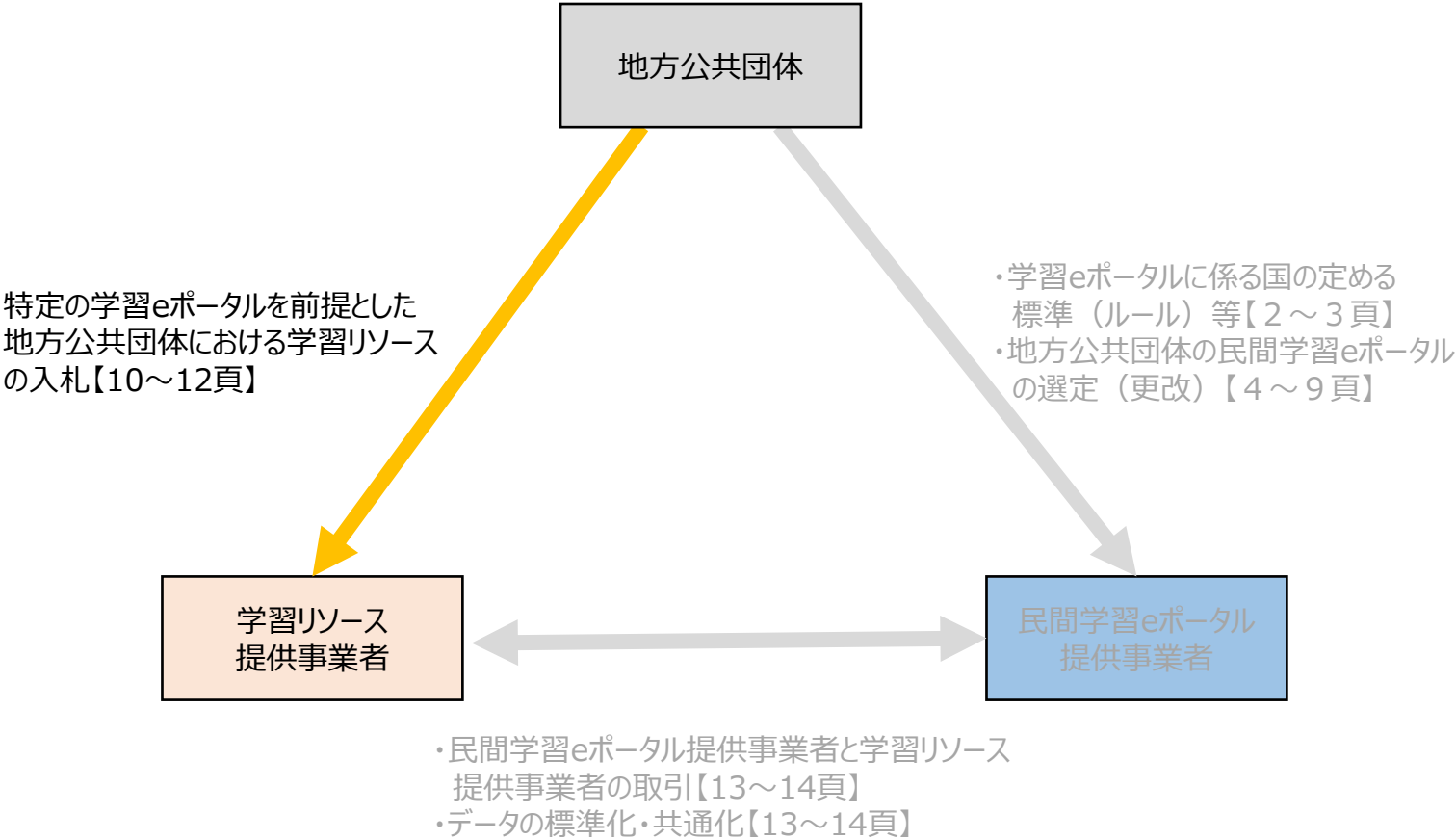
- 標準仕様のとおりに対応しようとする学習リソース側にも作業が発生するが、教育委員会等は当該費用を負担しない。【学習リソース提供事業者】
- 民間学習eポータル提供事業者が学習リソース提供事業者に対し、学習eポータルと学習リソースの接続料を要求すること自体は問題ではなく、このような接続料を考慮せずに教育委員会が調達している状況が問題であると考えている。【学習リソース提供事業者】
- 民間学習eポータルを利用しなくともクラウドアカウントを用いて学習リソースにシングルサインオンできるほか、ダッシュボード機能もほかの方法で実現できるため、民間学習eポータルと学習リソースとの接続については、学習リソース選定の際の重要な要素とまではいえない。【地方公共団体】

- 地方公共団体にとって、「連携のハブ機能」・「学習の窓口機能」として、**民間学習eポータル以外にも様々な選択肢が利用可能であることが、競争政策上望ましい。**

地方公共団体からの意見

- 一部のものを除き学習リソースにクラウドアカウントでシングルサインオンできるようになっており、また、統合ID管理ソフトウェアで児童・生徒のアカウントを管理していることから、学習eポータルが学習リソースや校務支援システム等のハブ機能を担ってはいない。【地方公共団体】
- 民間学習eポータルを利用しなくともクラウドアカウントを用いて学習リソースにシングルサインオンできるほか、ダッシュボード機能もほかの方法で実現できるため、民間学習eポータルと学習リソースとの接続については、学習リソース選定の際の重要な要素とまではいえない（再掲）。ただし、今後、国として児童・生徒に最適な指導を推進していくのであれば、民間学習eポータルと学習リソースとの連携も重要な判断要素となる可能性がある。【地方公共団体】

学習eポータルに関する関係図



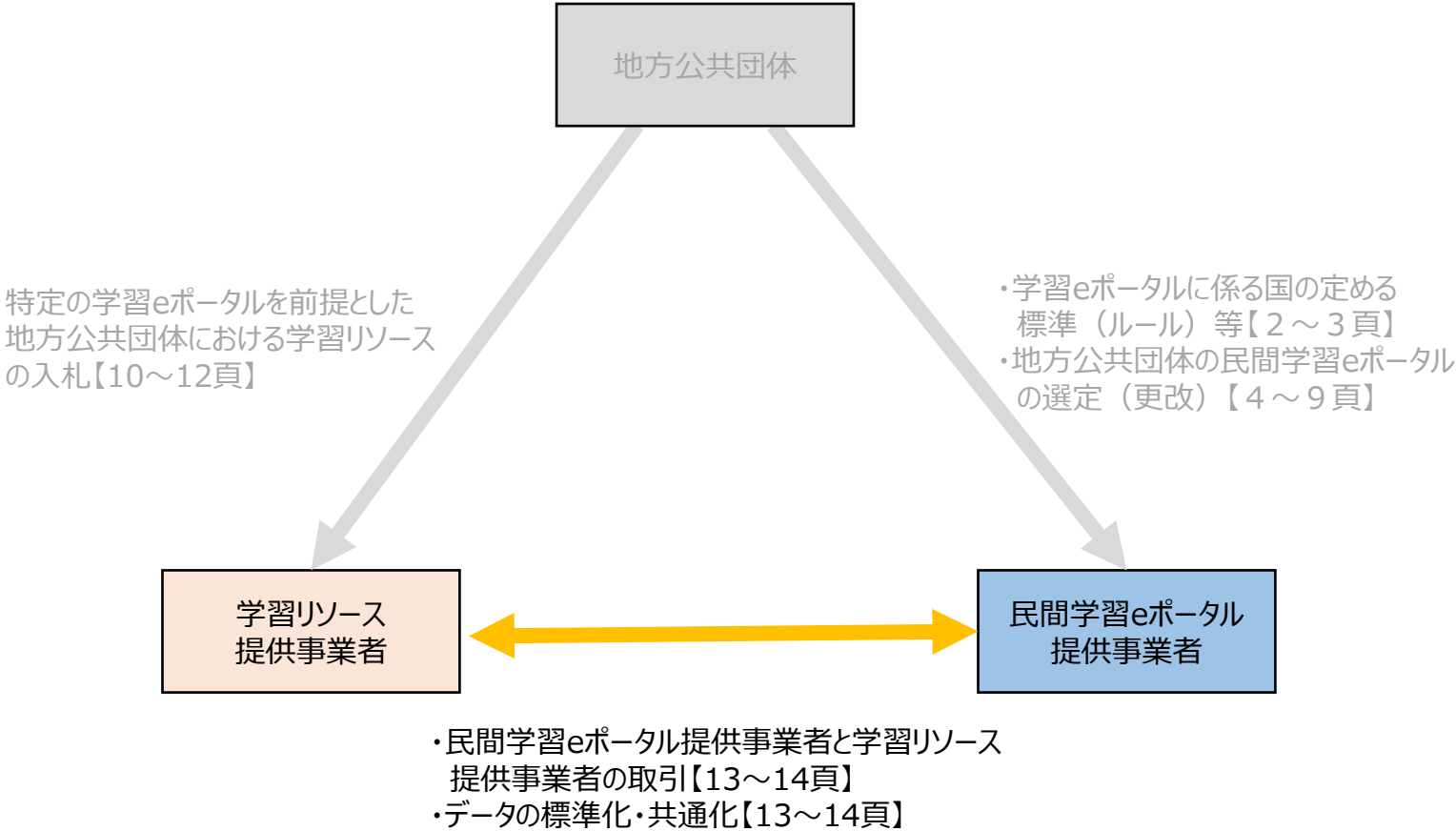
- 地方公共団体が、学習リソースの採用に係る入札時の仕様書において、既存の民間学習eポータルとの間で実際に接続・連携がなされることまで求めた場合、学習リソース提供事業者は、既存の民間学習eポータル提供事業者から「（接続・連携に係る）同意」を得ることができなければ、地方公共団体との間で取引ができない状況が生じることとなる。このような状況においては、既存の学習eポータル提供事業者が、前記（6及び7頁）に記載の学習リソース提供事業者間の公正かつ自由な競争に影響を生じさせるような行為を行う誘因を持つこととなる。
- **文部科学省から地方公共団体に対し、後記（12頁）の事項について周知をすることが望ましい。**

#### 事業者からの意見

- 最近、学習リソースの発注における仕様条件に民間学習eポータルとの接続を必須とする地方公共団体が出てきている。【学習リソース提供事業者】
- 民間学習eポータルと学習リソースを接続するためには、民間学習eポータル側において、地方公共団体・学校単位で「開通」に係る承認をしてもらわなければならない。民間学習eポータル側が学習リソース側に「接続しない」という対応をすれば、「接続」はされないこととなる。【学習リソース提供事業者】

- ① 学習リソースの採用に係る入札時の仕様書において、学習リソース提供事業者に対して求めるのは、**民間学習eポータルとの接続・連携に係る技術的条件にとどめ、実際に接続・連携がなされること（接続・連携に係る「同意」を民間学習eポータル提供事業者から得ること）までは求めないことが**、学習リソース提供事業者間の公正かつ自由な競争を確保する観点からは望ましいこと
- ② 実際に接続・連携がなされること（接続・連携に係る「同意」を民間学習eポータル提供事業者から得ること）まで学習リソース提供事業者に対して求めるのであれば、その前提として、**既存の民間学習eポータル提供事業者に対し、技術的要件や接続料といった接続・連携に係る条件をその根拠とともに、あらかじめ地方公共団体側に明示させることが**望ましいこと

学習eポータルに関する関係図



- 民間学習eポータル提供事業者が、前記（6及び7頁）のような行為を行った場合に独占禁止法上問題となるかどうかについては、（i）行為の態様、（ii）当該民間学習eポータル提供事業者の市場シェア、（iii）民間学習eポータルとの接続・連携の程度が、地方公共団体における学習リソースの選定に与える影響の度合い等の要素を踏まえ、さらに前記（6及び7頁）の行為が学習リソース提供事業者の事業活動に与える影響の程度を踏まえて判断されることとなる。例えば、市場における有力な事業者である民間学習eポータル提供事業者が、学習リソース提供事業者ごとに異なる接続料を設定する行為を行わないとしていたにもかかわらず、恣意的に特定の学習リソース提供事業者が有利又は不利になるように取り扱うことで、不利に取り扱われた学習リソース提供事業者において地方公共団体との取引機会が減少するおそれが生じた場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（取引条件等の差別取扱い等）。
- 民間学習eポータル間の乗り換えの容易化や、民間学習eポータルと学習リソースの間の接続・連携の容易化の観点からは、民間学習eポータル・学習リソース間でやり取りされるデータ等について標準化・共通化することが競争政策上望ましい。